

経営改善支援センター事業のご案内

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、国（中小企業庁）の補助を受けて、すべての都道府県に経営改善支援センターを設置しています。設置場所（委託先）は、都道府県の中小企業再生支援協議会を設置している商工会議所や公益財団法人等です。

借入金があるけど大丈夫かなあ。



借入金の返済がきつくなってきた。



早期経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家※の支援を受けて**早期の経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限20万円まで）をセンターが支援する事業です。

経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援します。

国が認定する士業等専門家※の支援を受けて**経営改善計画**を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限200万円まで）をセンターが支援する事業です。

※国が認定する士業等専門家

中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関（認定支援機関）のことです。中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等できるよう、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者であって、国が認定した公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援機関のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

ただし、認定支援機関であっても借入先等の関係する金融機関が支援する場合は、この事業はご利用いただけません。



早期経営改善計画 策定支援

資金繰りや採算管理等のための
早期の経営改善を支援します。

早期経営改善計画策定の目的は、客観的な経営状況の把握と金融機関との関係づくりです。

こんな方にご利用をお勧めします。

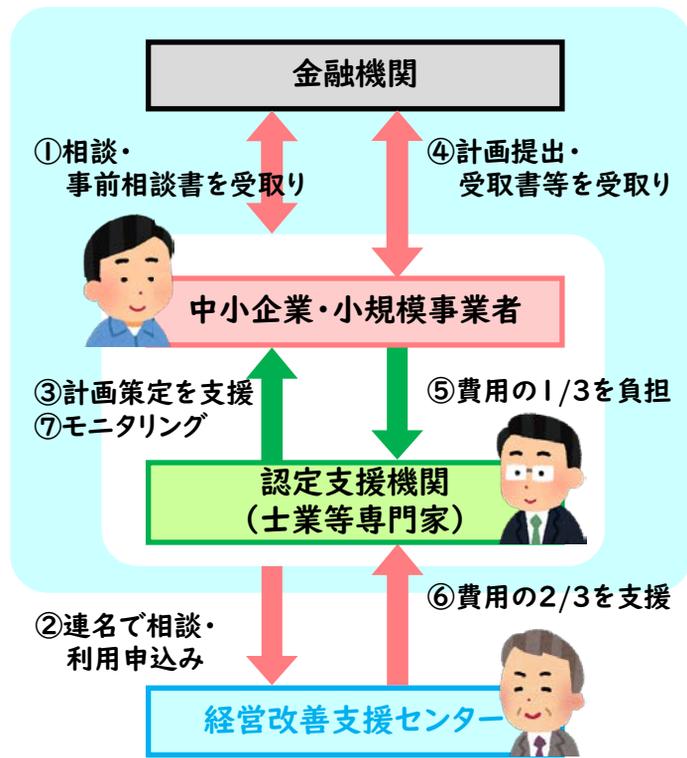
今のところ返済条件等の変更は必要ないが、

- このところ資金繰りが不安定になっている
- 原因がわからないが売上げが減少している
- 自社の経営状況を客観的に把握したい
- 専門家から経営に関するアドバイスがほしい
- 経営改善の取り組みをフォローアップしてほしい

経営の健康診断と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立ってます。



経営の健康診断



まずは最寄りの経営改善支援センターにお問い合わせください。

経営改善計画 策定支援

金融機関への返済条件等の変更を含む経営改善を支援します。

経営改善計画策定の目的は、金融支援を取り付けるとともに、それによる業況改善の可能性と自社の取り組みを対外的に示すことです。

こんな方にご利用をお勧めします。

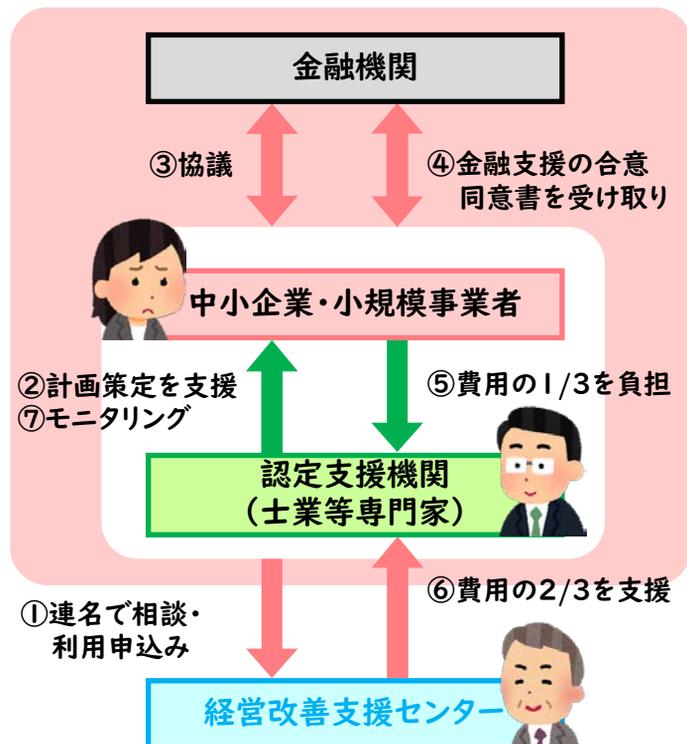
金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させる必要があり、

- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
- 人件費以外でコスト削減を図りたい
- 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
- 業況悪化の根本的な原因を把握したい
- 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

病院で診察してもらい処方を受けると考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。



経営の処方箋



まずは最寄りの経営改善支援センターにお問い合わせください。

経営改善支援センターは、併設する中小企業再生支援協議会との連携により改善から再生まで、経営状況に応じた継ぎ目のない支援を行っています。また、必要に応じて関係支援機関や支援策を紹介します。

計画書作成のポイント

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	—	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1年後に1回のみ	1～12カ月ごとに3年間

Q1 早期経営改善計画と経営改善計画の違いは何ですか？

A1 経営改善計画は、金融機関からの返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを予定し、金融調整を伴う内容です。

早期経営改善計画は、金融支援は目的とせず、早期から経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な内容を整理するもので、金融機関との関係づくりに役立ちます。

Q2 計画はどのように作成したらよいでしょうか？

A2 まずは最寄りの経営改善支援センターにお問い合わせください。もしくは、メイン金融機関等にご相談されて専門家(認定支援機関)を紹介いただくか、お知り合いの税理士等(認定支援機関)にご相談されて、それらの専門家と一緒に作成いただきます。

本制度の利用により、専門家の活動費等の2/3(上限額あり)を経営改善支援センターが負担します。

◎ポストコロナ持続的発展計画事業では、質問事項に数値を入力するだけで、簡単に**資金予定表**を作成することができるツールが提供されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/souki.html>

ポストコロナ 早期経営改善 検索



◎経営改善計画策定支援は、新型コロナウイルス感染症対策による特例により、再度のご利用が可能となりました。(条件や制限あり)

※早期経営改善計画作成支援は再度のご利用ができません。

◎中小企業再生支援協議会が行う「**新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援(特例リスク)**」をご利用された場合などの経営改善計画づくりにご利用をお勧めします。

特例リスクのモニタリング期間からのご利用が可能となりました。

利用申込み(利用申請書)等の様式は中小企業庁のwebサイトに掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>

中小企業庁 経営改善

検索



経営改善計画の活用事例

即席めん類製造業

申込時は、保有している機械が小ロット向きで、大量生産の受注があると作業効率が落ちることに悩んでいました。また、追加の設備投資をしたくても、手元資金に余裕がなく、調達の目処も立ちにくい状況でした。

経営改善計画の主な内容

- ✓ 経営戦略の見直し
- ✓ アクションプランの策定
- ✓ 営業活動内容の社内共有の方策
- ✓ 計数・借入金返済計画

計画策定の効果

- 自社の強み(小ロット生産が可能)を再認識
- オリジナル商品や販促品の製作など、少量生産を希望する先の新規開拓に活路

新規取引先を10社獲得し、売上・利益とも増加。設備稼働率も向上しました。

自社の強み、やるべきことが明確に。従業員ともビジョンを共有でき意欲向上につながっています。

銀行には金融支援(債務の一本化)に応じてもらい、返済負担の軽減につながりました。



全国の経営改善支援センター等一覧

●お問い合わせ・申請受付				
センター名	設置主体	郵便番号	住所	電話番号
北海道経営改善支援センター	札幌商工会議所	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階	011-232-0217
青森県経営改善支援センター	(公財) 21あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1024
岩手県経営改善支援センター	盛岡商工会議所	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビル104号室	019-601-5075
宮城県経営改善支援センター	(公財) みやぎ産業振興機構	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-9310
秋田県経営改善支援センター	秋田商工会議所	010-0951	秋田市山王2-1-40 田口ビル4階	018-896-6153
山形県経営改善支援センター	(公財) 山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 露城セントラル13階	023-647-0674
福島県経営改善支援センター	(公財) 福島県産業振興センター	960-8031	福島市栄町10-21 福島栄町ビル8階	024-573-2563
茨城県経営改善支援センター	水戸商工会議所	310-0803	水戸市城南1-2-43 NKビル6階	029-302-7550
栃木県経営改善支援センター	宇都宮商工会議所	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館7階	028-610-0310
群馬県経営改善支援センター	(公財) 群馬県産業支援機構	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター	027-265-5064
埼玉県経営改善支援センター	さいたま商工会議所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館5階	048-862-3100
千葉県経営改善支援センター	千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階	043-227-0251
東京都経営改善支援センター	東京商工会議所	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階	03-3283-7575
神奈川県経営改善支援センター	(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12階	045-633-5148
新潟県経営改善支援センター	(公財) にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル	025-246-0093
長野県経営改善支援センター	(公財) 長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター4階	026-217-6382
山梨県経営改善支援センター	(公財) やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-244-0070
静岡県経営改善支援センター	静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3階	054-275-1880
愛知県経営改善支援センター	名古屋商工会議所	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル7階	052-228-6128
岐阜県経営改善支援センター	岐阜商工会議所	500-8727	岐阜市神田町2-2 岐阜商工会議所ビル3階	058-214-4171
三重県経営改善支援センター	(公財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6階	059-253-4300
富山県経営改善支援センター	(公財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527 情報ビル4階	076-441-2134
石川県経営改善支援センター	(公財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地産産業振興センター新館2階	076-267-4974
福井県経営改善支援センター	福井商工会議所	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階	0776-33-8289
滋賀県経営改善支援センター	大津商工会議所	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	077-522-0500
京都府経営改善支援センター	京都商工会議所	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター6階	075-353-7331
奈良県経営改善支援センター	奈良商工会議所	630-8586	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所ビル1階	0742-24-7034
大阪府経営改善支援センター	大阪商工会議所	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5階	06-6944-6481
兵庫県経営改善支援センター	神戸商工会議所	650-8543	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館8階	078-303-5856
和歌山県経営改善支援センター	和歌山商工会議所	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	073-402-7788
鳥取県経営改善支援センター	(公財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 鳥取県産業振興機構	0857-33-0197
島根県経営改善支援センター	松江商工会議所	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6階	0852-23-0867
岡山県経営改善支援センター	(公財) 岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階	086-286-9704
広島県経営改善支援センター	広島商工会議所	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	082-228-3006
山口県経営改善支援センター	(公財) やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口8階	083-921-8039
徳島県経営改善支援センター	徳島商工会議所	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 3階	088-679-4090
香川県経営改善支援センター	高松商工会議所	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館3階	087-813-2336
愛媛県経営改善支援センター	(公財) えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町337番地1	089-960-1100
高知県経営改善支援センター	高知商工会議所	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア5階	088-823-7933
福岡県経営改善支援センター	福岡商工会議所	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル7階	092-441-1234
佐賀県経営改善支援センター	佐賀商工会議所	840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工会議所ビル4階	0952-24-3864
長崎県経営改善支援センター	長崎商工会議所	850-0031	長崎市桜町4番1号	095-822-0111
熊本県経営改善支援センター	熊本商工会議所	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル3階	096-356-0020
大分県経営改善支援センター	大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階	097-574-6805
宮崎県経営改善支援センター	宮崎商工会議所	880-0811	宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア寄番館 (KITEN ビル) 7階	0985-33-9115
鹿児島県経営改善支援センター	鹿児島商工会議所	892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8階	099-225-9123
沖縄県経営改善支援センター	那覇商工会議所	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所1階	098-867-6760

●お問い合わせ				
経営改善支援センター全国本部	中小機構 事業承継・再生支援部	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル8階	03-5470-1840
*	中小機構 北海道本部	060-0002	札幌市中央区北2条西1-1-7 ORE 札幌ビル6階	011-210-7471
*	中小機構 東北本部	980-0811	仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	022-716-1751
*	中小機構 関東本部	105-8453	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1620
*	中小機構 北陸本部	920-0003	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546
*	中小機構 中部本部	460-0003	名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-220-0516
*	中小機構 近畿本部	541-0052	大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階	06-6264-8613
*	中小機構 中国本部	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 広島KS ビル3階	082-502-6555
*	中小機構 四国本部	760-0019	高松市サンポート2-2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-1752
*	中小機構 九州本部	812-0038	福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-0300
*	中小機構 沖縄事務所	901-0152	那覇市宇小嶽1831-1 沖縄産業支援センター 313-1	098-859-7566



このパンフレットのお問い合わせは
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部 事業再生支援課 (経営改善支援センター全国本部事務局)
TEL. 03-5470-1840 FAX. 03-5470-1478
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/index.html>



再生支援 全国本部

検索